

## 一人暮らしの高齢者がすべき準備について

弁護士 長 門 達 志

### 第1 はじめに

現在、お年寄りの一人暮らしなどが増え、孤独死などが問題になっております。また、その方々に相続人がいない場合は相続財産の分与などの問題も発生しています。

### 第2 次のような場合に備えて何をしておけば良いでしょうか。

#### 1 ケース①

・身寄りがなく、また一人暮らしをしている高齢者の現状を把握できる人がいない場合、病気にかかってもその進行が人知れず進んでしまうのではないかと心配です。

・高齢になるにつれ、お金の計算がおっくうになって使いすぎたり、お金をおろしに行くための外出が困難になってきたりしているのですが良い方法はありませんか。

→ 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会） ※ サービス内容・料金

#### 2 ケース②

・認知症となってしまった場合、物の購入、現金の引き出し、施設の利用や入所など、あらゆる場面で自分一人では行えなくなってしまう。自分の信頼している人に、いろいろ頼んでおくにはどうしたらいいのでしょうか。

→ 財産管理契約 & 任意後見契約

### 3 ケース③

・亡くなった後、音信不通の相続人よりも、お世話になった人へ財産を分けたり、葬儀やお墓の管理をしてくれる人に財産を分けたりしたいのですが、どうしたらいいのでしょうか。

→ 遺言（遺贈、又は負担付遺贈）

### 4 ケース④

・亡くなった後、遺体の埋葬やアパートの部屋の明け渡し等、他人の手を患わせなければならないことを、事前にお願ひしておきたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

→ 死後の事務委任契約

## 第3 法律事務所の紹介

## 死後事務委任契約書

委任者●●（以下「甲」という。）及び受任者●●（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり死後事務委任契約を締結する。

### 第1条（委任者の死亡による本契約の効力）

- 1 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の地位を承継する。
- 2 甲の相続人は、前項の場合において、本契約を解除することができない。

### 第2条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任する。

- (1) 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- (2) 永代供養に関する事務
- (3) 老人ホーム入居一時金等の受領に関する事務
- (4) 別途締結した任意後見契約の未処理事務
- (5) 行政官庁等への諸届け事務
- (6) 以上の各事務に関する費用の支払い

### 第3条（預託金・費用・報酬）

- 1 甲は、乙に対し、本契約締結時に、本件死後事務を処理するために必要な費用及び乙の報酬に充てるために、金●万円を預託する。
- 2 預託金には利息をつけない。
- 3 本件死後事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、預託金からその費用の支払いを受ける。
- 4 甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金●万円を支払うものとし、本件死後事務終了後、乙は、預託金からその支払いを受ける。

### 第4条（預託金の返還、清算）

- 1 本契約が、甲又は乙の解除により終了した場合、乙は預託金を甲に返還する。
- 2 本件死後事務が終了した場合、乙は、預託金から費用及び報酬を控除し、残余金があれば、これを遺言執行者又は甲の相続人●氏に返還する。

### 第5条（報告義務）

- 1 乙は、甲に対し、1年ごとに、預託金の保管状況について書面で報告する。
- 2 乙は、甲、甲の遺言執行者又は甲の相続人の請求があるときは、速やかに認められた事項につき、報告する。
- 3 乙は、本件死後事務の終了後1ヶ月以内に、甲の相続人に対し、書面により報告する。

## 遺言書

### 第1条（遺贈）

遺言者は宗教法人 A 寺の住職 B が遺言者の葬儀及び永代供養を行う事を条件として、A 寺に対し下記預金債権の中から金●万円を遺贈する。

### 記

金融機関	A 銀行 B 支店
種 別	普通預金
口座番号	〇〇〇〇
口座名義	〇〇

### 第2条（残余財産）

A 寺に遺贈して残った財産は、丙へ遺贈する。

第3条 遺言者は本遺言の執行者として、以下の者を指定する。

住 所：

氏 名：

職 業：

生年月日：

第4条 遺言執行の報酬は、金●万円とする。